

市長定例記者会見報告事項概要

令和4年2月21日(月) 午後1時30分～

1. 5歳から11歳までの方へのワクチン接種の実施について

- 本市の1月から現在に至るまでの感染状況は、ワクチンの接種ができない10歳未満の小児の感染者が116人（2月20日現在）となっており、全体の約14パーセントにあたることから、低年齢層の子どもたちへの感染対策が重要となっている。
- 去る2月10日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、5歳から11歳の小児への接種を特例臨時接種として位置付けることや、小児については努力義務の規定を除外すること等についての答申が示された。
- これを受け、本市においても5歳から11歳の小児へのワクチン接種が円滑にすすむよう、医師会のご協力を得て接種できる体制を整えているところである。
- 5歳から11歳の対象者への接種券は3月初旬に発送し、接種の予約は予約相談センターにおいて一括で受け付ける。
- 接種については、小児科を中心とした9医療機関のご協力を得て、3月14日の週から個別での接種を開始する予定としており、詳細は、市広報、市ホームページ、市メールサービス等を通じて周知を図っていく。
- 今後も、国や県、医師会等と連携し、ワクチン接種を希望される子どもたちへの接種が早期に行えるよう努めていく。